

プログラム策定の背景と目的

都市計画道路は、将来の土地利用や交通体系等に対応するため、都市計画法で定められている都市施設です。

焼津市には、75路線、延長102.4kmの都市計画道路があります。

そのうち平成17年度までに約68km、整備率にして約67%の整備をしてきました。

事業に着手していない部分のある道路20路線については、引き続き整備を進めて行くこととなりますが、厳しい財政状況の中で、公共事業の必要性等を検証し、限られた財源の適切な運用を進めていかなければなりません。



このような状況に対し、焼津市では未着手である都市計画道路の整備について、より効率的・効果的に進めるため、「焼津市都市計画道路整備プログラム」を策定し、

1. 道路の整備時期を定めること
 2. 道路の整備時期を公表すること
 3. 事業の透明性を図ること
- を考えております。



そこでこのほど、そのプログラムを策定するためのマニュアル（案）を作成しました。
策定したプログラムは、社会状況の変化などに対応するため、概ね5年毎に内容の見直しを行い、効率的に事業を推進していくよう考えております。

具体的な内容については、「都市計画道路整備プログラム策定マニュアル（案）」をご覧ください。

策定までの流れ

(1) 焼津市都市計画道路整備プログラム策定マニュアル（案）の作成



(2) マニュアル（案）のパブリックコメントの実施
平成19年3月1日から平成19年3月30日



(3) パブリックコメントに対する回答 平成19年4月末（予定）



(4) 都市計画道路整備プログラムの策定、公表 平成19年5月末（予定）

